



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成18年6月10日

平成18年度定時総会報告

広報部長 山添 稲子

平成18年度滋賀県行政書士会定時総会が5月27日(土)午後2時より、大津プリンスホテルにおいて開催された。

冒頭、司会の永井総務部長より全会員405名中、出席者75名、委任状提出者205名、計280名の出席により本総会が有効に成立した旨の報告があり、開会が宣言された。

本年は3名の物故会員があり全員で黙祷を行った。盛武会長の挨拶に続いて、業務歴20年以上の会員16名が会長表彰を受けた。

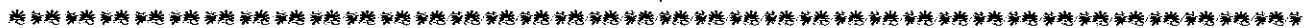
次に、國松滋賀県知事の祝辞が、澤田県総務部部長より代読された。その後、世古会員を議長に、堀井会員を副議長に選任し、議案審議に入った。

1号議案、2号議案、3号議案については松村副会長から、4号議案、5号議案、6号議案については山口副会長から、7号議案については小島副会長から、それぞれ

れ詳細な説明があった。

各議案については、事前に質問書を提出していた質問者の質疑に加え再質問も認められるなど、各議案が慎重に審議された。行政書士の倫理に関する質問に対しては、会長から「業務遂行にあったっては、まず職務倫理を念頭においてほしい」との発言があった。更にADRセンターの設立を目指し、新設されるADR対策特別委員会について、「会員諸氏の協力を願う」旨の発言が執行部よりなされた。

7議案はすべて可決承認され、議事は終了し、松村副会長が閉会を宣言し、本年度の総会は閉会した。



総会における会長挨拶から

盛武 隆



法第13条の22は、「知事は必要があると認めるときは、当該吏員に行政書士の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる」としている。「必要があると認めるとき」とは、「客観的にみて法令違反のおそれがあると認められる場合のみに限定されるものではなく、定期的に任意に抽出した行政書士の事務所に立入検査することが監督上必要である場合等も含まれる。しかし、行政書士の業務関係書等を検査する過程で何らかの犯罪が行われていることを発見したときには、それを告発することを妨げる趣旨ではない」(詳解行政書士法 地方自治制度研究会編集 ぎょうせい刊より引用)とされている。

また、法第23条の2第2項で「第13条の22第1項の規程による当該吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者」は30万円以下の罰金に処するとしている。広島県行政書士会会報「2006.5 No.206」によれば、広島県は広島会会員事務所4カ所に立ち入り検査を実施し、職務上請求書の使用に関して改善指導をしたことを報じている。

このたび、滋賀県が会員事務所に対して立ち入り検査を行うことが会員の報告で明らかになった。会員各位の事務所に対しても、いつ立ち入り検査が行われるかは予断を許さない状況にあるが、当然に法令等を遵守した事務所運営が行われているものと信じている。

職務上請求書の不正使用が社会問題化し、総務省・法務省から土業に対する指導がされている現在、各都道府県が職務上請求書が適正に使用されているかを調査する

ことは当然の成り行きとすることが出来る。適正でない場合とは、職務上請求書の取扱規程に沿った取り扱いが遵守されない場合をいう。ましてや、不正使用による人権侵害等は断じて許されるものではない。

これに関して、日行連は「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」、滋賀会も「滋賀県行政書士会職務上請求書取扱規則」を定め、ホームページ上で開示している。この定め違反し処分を受ければ、職務上請求書の使用が出来なくなるので留意されたい。

近年、行政書士がインターネット上で「家系図」作成の広告が見受けられるが、行政書士からの除籍謄本の交付請求については、平成九年六月三日 民二第九七〇号福岡法務局民事行政部長宛 民事局第二課長 回答により「行政書士が「家系図作成」を目的として傍系家族の除籍謄本を請求することは、職務上の請求に該当しないというべきであり、本件請求には応じるべきではない」としているので注意されたい。

行政書士が行政書士会または知事の処分を受けるとインターネット等で公表され事実上半永久的に残る。その結果、新聞社や広告代理店が処分情報により広告掲載を断るという事例も出ている。こうなれば行政書士としての社会的信用は著しく損なわれることになる。今一度、行政書士法と行政書士倫理を熟読・熟考されるようお願いしたい。

(これは定時総会の会長挨拶を加筆修正したものです)